

豊川市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく豊川市次世代育成支援対策地域行動計画（以下「地域行動計画」という。）の策定及び推進について市民及び専門家等の意見を広く反映させるとともに、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、豊川市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域行動計画の策定に関すること。
- (2) 地域行動計画の推進及び評価に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策への市民参加及び地域参加に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日からその年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて会議において委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(連絡調整会)

第8条 協議会に地域行動計画連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を設置し、別表2に掲げる構成員で組織する。

2 連絡調整会は、地域行動計画の策定及び推進に関し必要な事項について情報交換及び検討を行い、その構成員は、必要に応じて協議会の会議に出席する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部子ども課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

協議会委員

学識経験者
豊川市内私立幼稚園母の会代表
豊川市内保育園保護者会代表
豊川市小中学校PTA連絡協議会代表
NPO法人与よかわ子育てネット代表
NPO法人穂の国まちづくりネットワーク代表
豊川市私立幼稚園協会代表
豊川市小中学校長会代表
豊川市医師会代表
豊川商工会議所代表
豊川市民生委員児童委員協議会代表
愛知県東三河福祉相談センター地域福祉課長
豊川市子育て支援監

別表 2 (第 8 条関係)

連絡調整会構成員

健康福祉部子ども課長
健康福祉部子ども課主幹
健康福祉部子ども課課長補佐
企画部企画政策課課長補佐
健康福祉部福祉課課長補佐
健康福祉部保険年金課課長補佐
健康福祉部保健センター課長補佐
市民部人権交通防犯課課長補佐
産業部商工観光課課長補佐
建設部都市計画課課長補佐
教育委員会学校教育課課長補佐
教育委員会生涯学習課課長補佐